

令和4年度 納税便覧

令和4年4月1日現在

《納期一覧》

発行 富士市

		令和4年										令和5年			問合せ先
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
市 税 等	市民税・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の年金からの天引き	4月15日		6月15日		8月15日		10月14日		12月15日		2月15日		下記の問合せ先をご確認ください	
	市民税・県民税 普通徴収分			1期 6月30日		2期 8月31日		3期 10月31日		4期 1月31日				市民税課 55-2734	
	固定資産税 都市計画税	1期 5月2日			2期 8月1日		3期 9月30日			4期 12月26日				資産税課 55-2743	
	軽自動車税 (種別割)		全期 5月31日											市民税課 55-2735	
	国民健康保険税 普通徴収分				1期 8月1日	2期 8月31日	3期 9月30日	4期 10月31日	5期 11月30日	6期 12月26日	7期 1月31日	8期 2月28日		国保年金課 賦課担当 55-2752	
	後期高齢者医療 普通徴収分					1期 8月31日	2期 9月30日	3期 10月31日	4期 11月30日	5期 1月4日	6期 1月31日	7期 2月28日	8期 3月31日	国保年金課 高齢者医療担当 55-2754	
	介護保険料 65歳以上普通徴収分				1期 8月1日	2期 8月31日	3期 9月30日	4期 10月31日	5期 11月30日	6期 12月26日	7期 1月31日	8期 2月28日		介護保険課 保険料担当 55-2766	
県 税	自動車税 (種別割)		全期 5月31日											富士財務事務所 課税第1班(自動車税) 65-2118	
	個人事業税					1期 8月31日			2期 11月30日					課税第2班(個人事業税) 65-2127	
国 税	申告所得税 及び復興特別所得税		確定申告 延納 5月31日		予定納税 1期 8月1日				予定納税 2期 11月30日				確定申告 3月15日	富士税務署	
	個人事業者の消費税 及び地方消費税												確定申告 3月31日	61-2460	

- ・ 課税の根拠・税率等は納税通知書を参考にしてください。
- ・ PayPay、LINE Pay及びクレジットカードを利用して市税が納められるようになりました。(後期高齢者医療保険料及び介護保険料は対象外です。)
PayPay、LINE Payについては、専用アプリから、クレジットカードについては、専用の納付サイトから納付できます。
詳しい手続き方法や注意点については、富士市ウェブサイトの「市税の納付について」をご覧ください。

富士市ウェブサイト



市 税 ・ 国 税 ・ 県 税 の 税 率 等 一 覧 表

市税

● 市民税・県民税(個人分) ※県民税も市民税と一括して取り扱います。

◎ 税額の計算方法

- ① $\text{総所得金額} - \text{所得控除合計額} = \text{課税総所得金額}$
- ② $\text{課税総所得金額} \times \text{税率} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$
- ③ $\text{所得割額} + \text{均等割額} = \text{市民税・県民税額}$

※分離課税の所得があるときには計算方法が異なります

- ◎ 税率
- 所得割 10% (市民税 6%・県民税 4%)
 - 均等割 5,400円 (市民税 3,500円・県民税 1,900円〈森林づくり県民税[400円]を含む〉)

● 固定資産税(都市計画税)

◎ 税額の計算方法

1. 固定資産税 $\text{課税標準額} \times \text{100分の1.4} = \text{固定資産税額}$
2. 都市計画税 $\text{課税標準額} \times \text{100分の0.3} = \text{都市計画税額}$

◎ 課税標準額

課税標準額		課税標準額の合計が
土地	前年度の課税標準額に負担調整措置を講じた価額または今年度の評価額	30万円未満は免税
家屋	基準年度(令和3年度)の課税標準額	20万円未満は免税
償却資産	前年中取得の償却資産	取得価額×(1-耐用年数に応ずる減価率÷2)
	前年前に取得の償却資産	

● 軽自動車税(種別割)

原動機付 自転車	50cc以下	2,000円
	90cc以下	2,000円
	125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊 自動車	農耕作業用	2,400円
	フォークリフト等	5,900円
軽二輪	250cc以下	3,600円
小型二輪	250cc超	6,000円
ポータレーラ		3,600円

4月1日の所有者に課税されます

軽自動車	用途	H27.3.31までに初めて車両番号の指定を受けた車両	H27.4.1以降に初めて車両番号の指定を受けた車両
		軽四乗用	自家用
	営業用	5,500円	6,900円
軽四貨物	自家用	4,000円	5,000円
	営業用	3,000円	3,800円
	軽三輪	3,100円	3,900円

※ 自動車の排出ガスや燃費の環境への負担に応じ税額を軽くしたり重くしたりするグリーン化税制があります

● 国民健康保険税

◎ 税額の計算方法

$$\text{資産割額 A} + \text{所得割額 B} + \text{被保険者均等割額 C} + \text{世帯別平等割額 D} = \text{国民健康保険税額}$$

- A・・・固定資産税額に税率を乗じたもの
- B・・・基準総所得金額に税率を乗じたもの
- C・・・被保険者一人当たりの金額
- D・・・一世帯当たりの金額

◎ 税率等(R3.4.1～)

	基礎分(医療給付分)	後期高齢者支援金分	介護納付金分
A	100分の8		
B	100分の6.4	100分の2.3	100分の2.2
C	24,000円	9,600円	15,600円
D	19,200円	8,400円	
課税限度額	63万円	19万円	17万円

● その他の市税 法人市民税・市たばこ税・軽自動車税(環境性能割)

県税

● 個人事業税

◎ 税額の計算方法

- ① $\text{事業所得金額} + \text{青色申告特別控除額} - \text{事業主控除額(年290万円)} = \text{課税標準額}$
- ② $\text{課税標準額} \times \text{税率} = \text{個人事業税額}$

◎ 税率

第1種事業(物品販売業、不動産貸付業等)	5%	第3種事業(医業、税理士業等)	5%
第2種事業(畜産業、水産業等)	4%	" (はり、あんま等)	3%

● 自動車税種別割(標準税率・自家用)

乗用車	令和元年9月30日までに初回新規登録を受けたもの		令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けたもの	
	1 ㌔以下	29,500円	1 ㌔以下	25,000円
1 ㌔超～1.5 ㌔以下	34,500円	1 ㌔超～1.5 ㌔以下	30,500円	
1.5 ㌔超～2 ㌔以下	39,500円	1.5 ㌔超～2 ㌔以下	36,000円	
2 ㌔超～2.5 ㌔以下	45,000円	2 ㌔超～2.5 ㌔以下	43,500円	
2.5 ㌔超～3 ㌔以下	51,000円	2.5 ㌔超～3 ㌔以下	50,000円	
3 ㌔超～3.5 ㌔以下	58,000円	3 ㌔超～3.5 ㌔以下	57,000円	
3.5 ㌔超～4 ㌔以下	66,500円	3.5 ㌔超～4 ㌔以下	65,500円	
4 ㌔超～4.5 ㌔以下	76,500円	4 ㌔超～4.5 ㌔以下	75,500円	
4.5 ㌔超～6 ㌔以下	88,000円	4.5 ㌔超～6 ㌔以下	87,000円	
6 ㌔超	111,000円	6 ㌔超	110,000円	

※自動車の排出ガスや燃費の環境への負担に応じ、税額を軽くしたり重くしたりするグリーン化税制があります

● その他の県税

個人県民税・法人県民税・県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人事業税・不動産取得税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・鉱区税・狩猟税・軽油引取税・自動車税環境性能割・地方消費税・森林づくり県民税等

国税

● 所得税

◎ 税額の計算方法

- ① $\text{総所得金額} - \text{所得控除合計額} = \text{課税総所得金額}$
- ② $\text{課税総所得金額} \times \text{税率} - \text{税額控除額} = \text{所得税額}$

◎ 税率

課税総所得金額 (A)	税率
1,949,000円まで	(A) × 5%
1,950,000円～3,299,000円まで	(A) × 10% - 97,500円
3,300,000円～6,949,000円まで	(A) × 20% - 427,500円
6,950,000円～8,999,000円まで	(A) × 23% - 636,000円
9,000,000円～17,999,000円まで	(A) × 33% - 1,536,000円
18,000,000円～39,999,000円まで	(A) × 40% - 2,796,000円
40,000,000円～	(A) × 45% - 4,796,000円

● 復興特別所得税(H25.1.1～R19.12.31)

$$\text{基準所得税額} \times \text{100分の2.1} = \text{復興特別所得税額}$$

※ 基準所得税額・全ての所得に対する所得税額

● その他の国税

法人税・相続税・贈与税・消費税・酒税・揮発油税・たばこ税・石油ガス税・印紙税・登録免許税・自動車重量税等